

令和7年度

「医療機関におけるサイバーセキュリティ確保事業」 規約

第1.0版

厚生労働省

改版履歴

版数	年月日	主な内容	備考
第1.0版	2025年5月9日	初版作成	

目次

1. 本規約の目的	3
2. 定義	3
3. 役務内容	3
4. 免責事項等	5
5. 禁止事項	5
6. 本役務の変更、中止等	6
7. 秘密保持	6
8. 知的財産	6
9. 損害賠償	6
10. 規約改定	6
11. 本規約上の地位の譲渡等	7
12. 紛争解決	7

別添 医療機関におけるサイバーセキュリティ確保事業前提条件

1. 本規約の目的

令和7年度「医療機関におけるサイバーセキュリティ確保事業」（以下「本事業」という。）の実施にあたり、厚生労働省（以下「当省」とする）は、「医療機関におけるサイバーセキュリティ確保事業規約書」（以下「本規約」という。）について定め、これにより医療機関に対する調査及びバックアップ体制の整備支援（以下「本役務」という。）を提供する。本医療機関（2-1で定義するものをいう。）は、本役務の提供を受けるにあたって、本規約に同意する。

2. 定義

2-1. 用語の定義

用語	用語の意味
本医療機関	本役務の提供を受ける医療機関。
管理者	本役務を提供する上で、当省および受託事業者との窓口を担う本医療機関の担当者。
調査拠点	医療機関が指定する、本役務の提供を受ける拠点。
現地調査	調査拠点のシステム構成等を把握するための現地調査。
調査報告書	本事業における調査結果の本医療機関向け報告書。

3. 役務内容

当省は、本医療機関に対して、無償で、「病院の外部ネットワーク接続の俯瞰的把握、安全性の検証・調査」（以下「本セキュリティ調査」という。）及び「病院のオフラインバックアップ体制の整備支援」（以下「本バックアップ整備支援」という。）を提供する。なお、当省は、本事業の遂行にあたっては、東日本電信電話株式会社（以下「受託事業者」という。）に対して、本医療機関に対する本役務の提供業務を委託する。また、受託事業者は、本医療機関に対する本役務の提供業務の一部を第三者に再委託する場合がある。

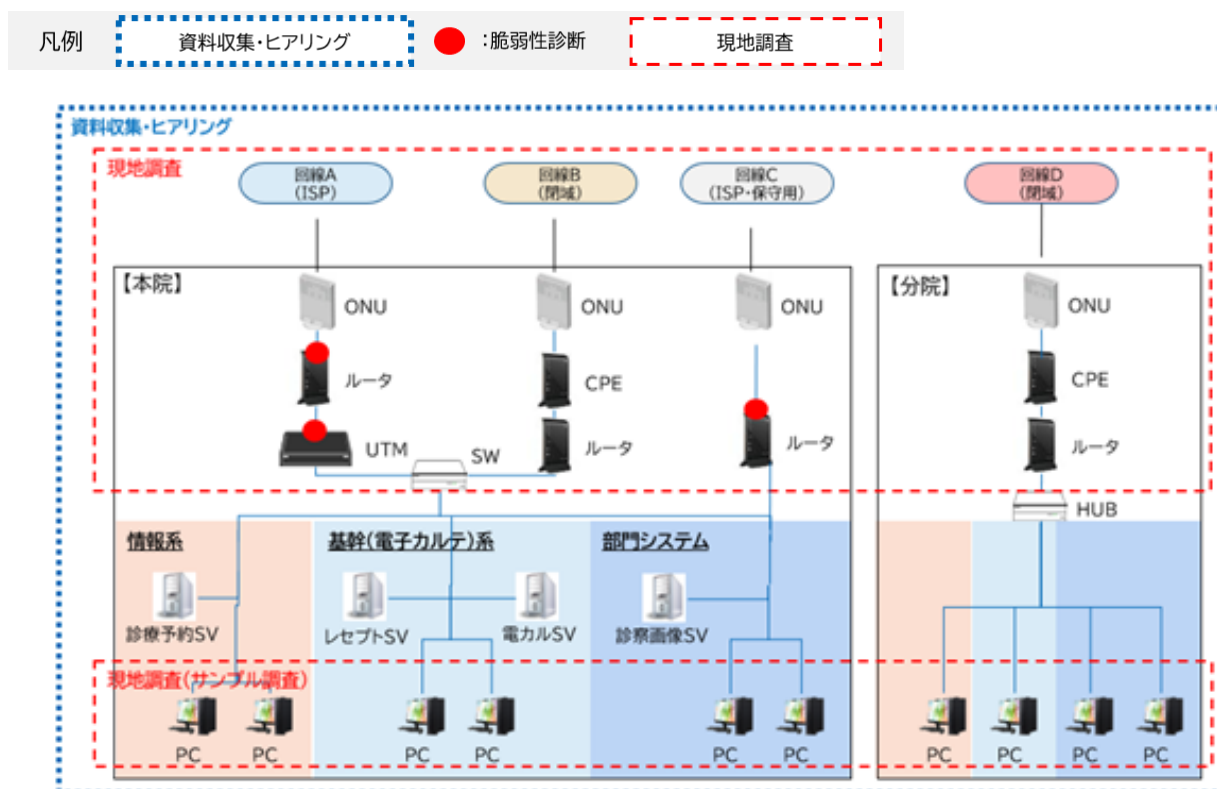
3-1. 病院の外部ネットワーク接続の俯瞰的把握、安全性の検証・調査

受託事業者は、本医療機関の医療情報システムに接続する外部ネットワーク接続点を俯瞰的に把握した上、そのネットワークに係るセキュリティ対策状況を調査する。受託事業者は、本セキュリティ調査後、調査報告書（当省指定のフォーマット）を作成する。調査範囲・手順及び報告項目は、以下別記の通りを予定するが、詳細は別途開催する病院向け説明会にて説明をする。

[別記 1] 調査範囲・手順

本セキュリティ調査における調査対象は、基幹（電子カルテ）系と接続されている全ての外部接続点、及びその周辺のルーター、FW、PC 等の一部機器とする。なお、基幹（電子カルテ）系につながらないネットワークは調査対象範囲外とする。

調査にあたっては、院内ネットワーク構成に関する関連資料を管理者から受領したうえで必要に応じてヒアリングを実施し、事前の協議と日程調整を踏まえて、現地調査及び脆弱性診断を実施する。セキュリティ調査にあたって、提出を求める書類は別表 1 の通りとする。



[別表 1] 調査にあたって医療機関から提出を求める資料一覧

・ 現地調査及びセキュリティ調査報告書を作成するために必要な情報となりますので、ご提出をお願いします。

資料名	フォーマット	備考	Check
①[通番][医療機関名]ヒアリングシート_YYYYMMDD.xlsx	当社提供フォーマット	【記入必須】 - 設置場所記入シートについては、調査対象機器の設置場所を平面図またはフロア図にプロットしたうえでご提出をお願いします。 - 提出いただく際に、通番・医療機関名を付与したファイル名に変更をお願いします。	☐
②ネットワーク概要図	病院様フォーマット	【可能であれば】 既存資料がありましたら、調査の参考とさせて頂くためご提供をお願いします。	☐
③入室計画要望書	当社提供フォーマット	【希望があれば】 現地調査当日において、各居室の入室に制限がある場合は、対象居室の入室可能な時間帯をお知らせください。	☐

[別記2] 調査結果の報告

本セキュリティ調査を実施した後、定型の報告書を作成し医療機関に対して報告する。報告事項は以下の通りを予定するが、詳細は別途開催する病院向け説明会にて説明をする。

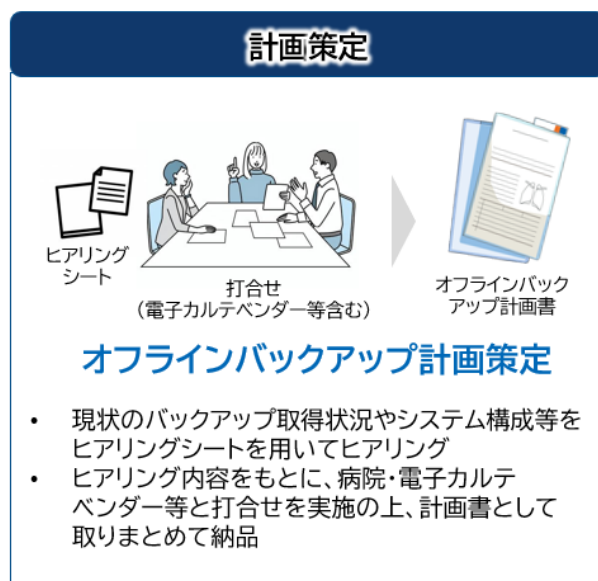
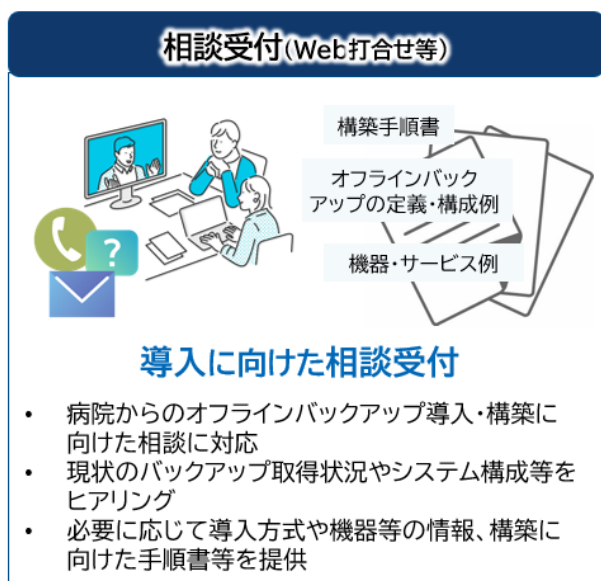
- 調査で判明した外部接続ネットワーク概要図
- 脆弱性診断結果
- とるべきセキュリティ対策案

3-2. 病院のオフラインバックアップ体制の整備支援

受託事業者は、本医療機関の医療情報システムを対象としたオフラインバックアップ体制の整備に係る支援を行う。

受託事業者は、本医療機関のうちオフラインバックアップ体制が未整備の医療機関を対象に、「相談受付」と「計画策定」の支援を行う。概要は以下別記の通り予定するが、詳細は別途開催する病院向け説明会にて説明をする。なお、オフラインバックアップ体制の構築にあたり、物品機器の購入、構築、保守の費用補助等は本事業の対象外である。

[別記] オフラインバックアップ体制の整備支援の概要について



※本事業でのオフラインバックアップの対象は電子カルテシステムとします。

本医療機関は、必要に応じて事前に受託事業者と打合せを行い、現状のバックアップ形式の情報共有や、オフラインバックアップシステムを構築するにあたっての方式などについて協議、合意する。

4. 免責事項等

本医療機関は、受託事業者が別添「医療機関におけるサイバーセキュリティ確保事業前提条件」に記載された事項を前提として本役務を提供することを確認する。当省は、本医療機関が本役務に基づき取得又は利用する一切の情報の内容の最新性・適時性・正確性・完全性については保証しない。

5. 禁止事項

本医療機関は、本役務の提供を受けるにあたり、以下の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

当省は、本医療機関が以下の各号に該当する又は該当するおそれがあると判断した場合、事前の通知をすることなく、本規約に基づく本役務の提供を取りやめることができ、これによって本医療機関に生じた損害について責任を負わない。

- (1) 法令に違反する行為、法令違反を助長する行為又はそれらのおそれのある行為
- (2) 公序良俗に反する行為
- (3) 当省又は受託事業者その他第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利又は利益を侵害する行為
- (4) その他、当省による本事業の実施を妨害するおそれがある又は本規約及び本事業の趣旨・目的に反する等当省が不適切と判断する行為

6. 本役務の変更、中止等

当省は、本医療機関に事前の通知をすることなく、本役務の内容の全部又は一部を変更又は提供を中止することができる。

7. 秘密保持

当省、受託事業者及び本医療機関は、本事業にあたり知り得た秘密情報を、本事業のためのみに使用し、かつ相手方の同意なく第三者に開示又は漏洩しないものとする。ただし、次の各号いずれかに該当する情報は除く。

- (1) 開示されたときに相手方が知得していたもの
- (2) 開示されたときにすでに公知であったもの
- (3) 開示された後で相手方の帰責事由なく公知になったもの
- (4) 開示の権限を有する第三者から、秘密保持の義務を負うことなく、適法に知得したもの
- (5) 本医療機関名を特定しない形で利用されるもの

上記の義務は、本役務の終了後も存続する。

8. 知的財産

本事業の過程で生じる発明、考案又は創作について、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権等の知的財産権は、当省に帰属する。本事業において受託事業者が本医療機関ごとに作成する報告書については、本事業の目的の範囲内において、当該本医療機関において無償で利用することができる。

9. 損害賠償

当省は、本役務の遂行に起因又は関連して本医療機関に損害等が発生した場合においても、重大な過失がない限り賠償する責任を負わない。また、当省が仮に賠償する責任を負う場合であっても、その責任は、当該違反によって現実に生じた通常の直接損害の範囲に限るものとし、いかなる場合であっても、逸失利益その他特別損害に係る責任を負わないものとする。本医療機関は、当省又は受託事業者に対して不正確な情報を提供することその他故意又は過失に基づく行為によって、当省、受託事業者又は第三者に損害を与えた場合には、本医療機関が自らの費用及び責任において事案の解決にあたるとともに、当該損害（紛争解決に要した弁護士費用及び人件費を含む）を補償する。

10. 規約改定

当省は、以下の各号のいずれかに該当する場合、本医療機関の承諾を得ることなく、本規約を変更できるもの

とする。

- (1) 変更内容がサービス名や表現の変更又は誤字、脱字の修正等であり、本規約の内容に実質的に影響しない場合
- (2) 変更内容が本医療機関の一般の利益に適合する場合
- (3) 変更内容が契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他変更に係る事情に照らして合理的なものである場合

当省は、上記第2号及び前項第3号による変更の場合、本規約変更の効力発生の相当期間前までに、本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容並びにその効力発生時期を受託事業者のウェブサイト等への掲載その他当省が適当と判断する方法により公表又は通知する。

11. 本規約上の地位の譲渡等

本医療機関は、本規約上の地位又は本規約に基づく権利義務の全部又は一部を、第三者に対する譲渡、承継（合併、会社分割等による包括承継を含みます。）し、又は担保の目的に供することはできない。

12. 紛争解決

本規定に定めのない事項及び本契約の履行又は解釈にあたって生じた疑義について、信義誠実の原則に従い、その都度協議により定めるものとする。本規約の準拠法は日本法とし、本規約に起因し又は関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上

病院の外部ネットワーク接続の俯瞰的把握、安全性の検証・調査

- 本医療機関は本事業の主旨や規約を理解したうえで調査へ協力する
- 本医療機関への現地調査は平日日中帯（9 時～17 時）を基本とする。別途、リモートで実施する調査（脆弱性診断等）については、夜間も含めて事前におおよその実施日時を取り決める。
- 調査にあたって、管理者は 2025 年 7 月 31 日までに資料提出や調査日程の確定などに協力する。このべ切日までに資料が提出されない場合、調査実施ができない可能性がある旨本医療機関は了承するものとする。
- 現地調査は、原則令和 7 年 7 月～12 月の期間中に実施する。
- 現地調査は、別途調査に要する日数を提示するが、想定した日数で調査完了しなかった場合、継続調査のため改めて調整を行い、追加調査する可能性がある。
- 本医療機関内における調査については、本医療機関関係者の立ち合い、拠点内の写真撮影許可、管理者又は本医療機関関係者による端末機器等の操作、作業からの問合せ対応といった協力を必要とする。
- 作業可能な範囲は、高さ 2 メートルまでの脚立を利用して手が届く（又は、そこから目視できる範囲）とする。予備機器が保管されている場合は、受託事業者の判断で可能な範囲で調査を実施することとする。
- 事前に調査に必要な情報（回線情報、端末ログイン情報等）が医療機関から開示されず不明のままであった場合、調査報告においては不明な旨記載し調査を完了する。
- 本医療機関の管理者が追加調査を希望する場合に限り、調査当日に新たに発覚した NW 機器の設置場所と物理構成の把握までの範囲で実施する。その際、回線終端装置（ONU）位置の確認を優先し、その他の下部端末の調査は回線終端装置直下の 1 台迄とする。その際、医療機関関係者による立会を原則必須とする。
- 調査の際、医療機関等の機器操作等で何らかの不具合や不明点が生じた場合、医療機関の関係者に対して問合せや報告を行う。
- 事前に定めた調査手法に基づいて実施した作業に関連して、偶発的に発生したトラブル等の復旧は本事業の責任範囲外とする。
- 脆弱性診断の実施にあたっては、受託事業者の示す「脆弱性診断実施における注意事項」（別紙）を参照し、同意の上で診断を行うこととする。
- 医療機関都合による調査日程の変更については、予定日から 7 営業日前までに受託事業者へ申告を行うこととする。7 営業日を割り込んだの日程再調整には応じられない可能性がある。

病院のオフラインバックアップ体制の整備支援

- 受託事業者は、支援としてオフラインバックアップ導入に必要な情報提供をするものとする。なお、対象となるデータは電子カルテシステムに関するものとして、その他システムに関するバックアップデータについては取り扱わない。
- 本事業にて医療機関へ説明を行うオフラインバックアップの定義は、あくまでサイバーセキュリティ確保を目的とし定められたものであり、医療機関の診療報酬加算の申請条件を満たすことを保証するものではない。
- 以下の内容は支援の対象外とする。
 1. 電子カルテシステムのバックアップの構築、必要な機器の調達、運用保守、それらに係る金銭の補助
 2. 診療報酬加算の申請条件に合致するかの確認
 3. 医療機関全体のシステムを把握し、オフラインバックアップを検討する等のシステムコンサルティング業務（医療機関個別の提案/見積対応等）
 4. 本セキュリティ調査の調査結果を基にした提案、電子カルテシステム周辺機器のヒアリング等

以上